

第24回 神奈川県弁護士会人権賞 受賞決定者

1	特定非営利活動法人 かながわ外国人すま いサポートセンター	略歴	平成13年4月1日設立、平成18年1月NPO法人としての認証を受け現在に至る。
		表彰事項	行政機関や国際交流協会、不動産業界団体などと連携しながら、在日外国人の居住支援・生活相談に多言語で対応している。最近では、生活に困窮する日本人の相談にも積極的に対応している。相談者に寄り添いながらの問題解決に取り組んでいる。
		推薦理由	ボランティア・スタッフを中心に、多文化共生の社会づくりに貢献するとともに、生活困窮者自立支援にも取り組んでいる。その実績は、相談者はもとより、行政機関からも高く評価されている。「かながわ生活困窮者自立支援ネットワーク」においては、中心的な役割を担っている。
2	被害者支援自助グル ープ「ピア・神奈川」	略歴	1998年 渡辺治重(現顧問)が自宅にて「被害者支援自助グループ・茅ヶ崎」の活動を始める。 1999年 神奈川県弁護士会(当時、横浜弁護士会)が主催する被害者支援学習会にて、渡辺治重(現顧問)が「被害者支援の対応について」講演 2003年 被害者支援自助グループ「ピア・神奈川」設立。 かながわ県民センターで犯罪被害者の支援相談を開始する。 2005年 シンポジウム「被害者に学ぶ市民の集い」を神奈川ボランティアセンターと共同で県社会福祉会館で開催。約100名が参加。 2008年 追悼寄稿集「涙を止めないで」発行。初版2000部。その後、増刷 2009年 茅ヶ崎市と協定を締結し、犯罪被害者等支援相談窓口を開設 神奈川県犯罪被害者等支援条例に基づき設置したもので、窓口設置は県内では3か所目だが、自治体が市民団体と手を組んで運営する手法は県内初の試み。 団体メンバーと市職員が電話、面談で対応。第1・3水曜日、午後1時～4時(現在は午前10時～16時) 2012年 茅ヶ崎市と共催で「犯罪被害者支援について考える講演会」開催。 2013年 神奈川新聞社・神奈川新聞厚生文化事業団主催 第26回神奈川地域社会事業賞受賞 2014年 団体のメンバーが参加する「被害者が創る条例研究会」が作成した「市町村における犯罪被害者等基本条例案」を茅ヶ崎市長に直接手渡し、条例制定を要望 2015年 上記活動をきっかけに、茅ヶ崎市議会で「犯罪被害者等支援条例」が可決、施行
		表彰事項	犯罪や事故などの被害者及び遺族の支援活動を継続的に行ってきたこと
		推薦理由	ピア・神奈川は、平成21年に本市(茅ヶ崎市)と協定を締結して「犯罪被害者等支援相談」を開設し、犯罪や事故等の被害者の支援活動を行っている。また、さらなる支援の拡充のため、2015年に施行された「茅ヶ崎市犯罪被害者等支援条例」の制定に多大なる御尽力をいただいたことから推薦する。